

1 テーマ

『ギフテッド（特定分野に特異な才能のある児童生徒）教育の現状と推進  
について』

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育、いわゆるギフテッド教育について、世界各国では、既存の教育プログラムを通常よりも速くあるいは早期に履修させる「早修」や、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」といった教育プログラムを提供している。

一方、日本の学校においては、特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸ばしていくのかという、そもそもの議論が十分に行われてこなかったが、中央教育審議会答申や規制改革実施計画等において、このような児童生徒の指導や支援の在り方等について専門的な検討が求められることとなり、令和3年6月には「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」が文部科学省のもとに設置され、議論が進められている。

県教育委員会においては、スーパーサイエンスハイスクール事業や高大接続改革推進事業、新たな文理融合型教育であるSTEAM教育の推進など、第3期「ひょうご教育創造プラン」に基づき、複雑で予測困難な社会において自立して活動していくための「確かな学力」の育成に取り組んでいるところであるが、「早修」や「拡充」といったギフテッド教育の観点からは、まだまだ不足していると言わざるを得ない。

そこで、ギフテッド教育の現状や課題、先進的な取組等について調査を行い、今後、兵庫県が全国に先駆けてギフテッド教育を推進していくための方策について研究を行う。

2 調査・研究の内容

(1) 専門家の意見聴取について

○開催日 令和4年12月16日

○場所 特別会議室

○報告者 関西大学名誉教授／文部科学省有識者会議委員 松村 暢隆 氏

困っている才能のある子への支援

－「特異な才能のある児童生徒」の誤解を解く－

○主な内容

【「特異な才能」の誤解】

- ・ 「特異な才能」は、突出した才能や困難を併せ持つ才能と限定して用いられるものではなく、才能のごく一面しか表さないIQ等では一律に定義できない。
- ・ 才能特性を把握する観点が必要であり、日本で才能を定義するなら「通常より優れた能力、創造性、強い意欲・熱中」と特性把握の観点から大綱的に述べるのが適切。

### 【困っている才能のある子が中にはいる】

- ・ 才能と学習困難を併せ持つ「2E」や、学習面、対人面、教師の対応面などにおいて才能に起因する困難のある子もいる。
- ・ 才能が原因の不登校（浮きこぼれ）は認識が乏しく、才能を考慮した学校内外での対応や個別最適な指導・支援が必要。

### 【才能のある子は個別最適・協働的な学びに包摂される】

- ・ 才能教育の場と方法は多様であり、学習内容・方法を子供たちが決めたり、個人間で得意と苦手を補い合うなど、個別最適・協働的な学びでどの子も才能を生かすことができる。
- ・ 才能と障害に応じた二重の特別支援教育、才能・困難の特性に合った学習内容・方法の選択、生徒指導・キャリア教育などにより、困っている才能のある子も公正に学ぶことができる。

### 【今後の展望】

- ・ 今後は大学、民間事業者、非営利法人、教育支援センター等、学校外の学びの場の活用を通じ、才能のある子への学校外での支援との連携が望まれる。
- ・ 教育委員会・学校と学校外の機関の連携による学習・生活面の指導・支援など、実証研究を通じた実践事例の蓄積が期待される。

### ○主な意見等

- ・ 個別最適・協働学習における現場マネジメントや才能を磨き上げる環境面等の課題について
- ・ 県で選抜型を選ぶとした場合の具体的な施策について
- ・ 選抜の公正性や分断等の課題を考慮しつつ、様々な才能教育の在り方を組み合わせた新しい選抜プログラムが県単位で創造されることは意義がある。
- ・ 子供たちの才能や未来を助けるため、選抜のリスクを負ってでも県が突き抜けた才能を生かす教育を支援することについて
- ・ 中学、高校に比べ、公立小学校では特定分野の才能教育がほとんどなされていない問題について
- ・ 公立の普通のクラスでの個別最適な学び、協働的な学びの中では、突出した才能のある子の才能の伸びには限界がある面もある。
- ・ 普通の公立学校でも学校外のプログラムを見つけてそこにつなげることはできるが、クラスの中で教師が別途何かやろうとすると不安になる子供もいる。
- ・ 保護者からは飛び級を求める声もあるが、今のところ、教師の負担を増やさず低予算で、才能のある子として分断しなくても、全国の公立学校において才能のある子がクラスで目配りしてもらえるには、何ができるかが今後検討される見通しである。
- ・ 個々の能力を伸ばす選択肢として、独特の教育を行う私学の教育方針を明確にする重要性について
- ・ 私学の多様性は重要であるが、公立でも今までとは違うポリシーを持って学校の在り方を変えることもできる。
- ・ これからの個別最適な学びは、子供が自分のやりたい方法でいろいろな子供と合わさって協働的に学べるような在り方が考えられていく見通しである。

(2) 事例調査について — 特定テーマに関するもの —

① 管内調査（7月12日～13日：東播・淡路地区）

○県立いなみ野特別支援学校

- ・ ギフテッドと発達障害を兼ね備えた生徒を見抜く知見について

○県立洲本高等学校

- ・ 高大接続改革推進事業（学力向上モデル校）の成果について
- ・ 総合探究類型と一般の学生との連携について
- ・ 総合探究類型の志望者数が増加した要因について

○A I E国際高等学校

- ・ 通信制カリキュラムの特徴及び文科省の定めるカリキュラムとの関連について

② 管内調査（8月2日～3日：阪神地区）

○県立三田祥雲館高等学校

- ・ 科学部3班（天文・生物・ロボティクス）による全国レベルの取組実績について
- ・ 優秀な進学実績の要因について
- ・ 生徒の探究活動に対する教員の関わり方について
- ・ 探究活動と大学受験の両立における生徒の悩みについて

○灘中学校・灘高等学校

- ・ 学校になじめない教員について
- ・ 日本における教育の現状と課題について
- ・ 学力試験成績トップ層の生徒の現状について
- ・ 生徒の進路について本人と親の意向が異なる場合の生徒指導について

③ 管外調査（8月31日～9月2日：東京）

○株式会社リクルート

- ・ スタディサプリ活用におけるモチベーションの格差について
- ・ 子供の知能に合わせた動画制作の必要性や方向性について

○公益財団法人 孫正義育成財団

- ・ 突出した才能を持つ子供の親の特徴について
- ・ 親の知的能力が子供の才能育成に与える影響について
- ・ 突出した才能を持つ子供が国内で活躍するための支援の方向性や課題について
- ・ 突出した才能を持つ子供が活躍できる環境について
- ・ 突出した才能を持つ子供同士のネットワークについて

○株式会社 LITALICO

- ・ 過敏性等に対するアセスメント機能の対応について
- ・ 子供の特性に応じた教育方針について
- ・ 行政による就労支援の課題や一人ひとりに合った仕事の結び付け方について

○国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科ギフテッド創成寄付講座

- ・ ギフテッドの特徴を持つ子供の拾い上げに関する課題について
- ・ ギフテッドの特徴を持つ子供への支援の方向性について

- ・ 個別最適な学びのための経済的負担の問題について
- ・ ギフテッドの特徴を伸ばすことの是非について
- ・ 飛び級の課題と日本の教育制度について

#### ○atama plus 株式会社

- ・ アプリ導入による現場の教師に求められる役割変化や軋轢について
- ・ 公教育分野へのアプローチにおけるネックについて
- ・ AIによる子供のモチベーションの高まりについて
- ・ コーチングをオンラインで多くの方に提供する構想の有無について

#### ○文部科学省初等中等教育局教育課程課

- ・ 学校における実証研究の計画の道筋について
- ・ 苦手分野解消の位置付けについて
- ・ 特定分野に特異な才能を持つ子供を拾い出すため各自治体の教育委員会がスクリーニングを行う予算措置の有無について
- ・ 世界における日本の教育制度の立ち位置について
- ・ フリースクールや民間塾等への支援体制構築のための予算措置の有無について

### ④ 管内調査（10月31日～11月2日：但馬・丹波地区）

#### ○県立篠山鳳鳴高等学校

- ・ 探究活動の推進、グローバル人材の育成、授業力向上を掲げた高大接続改革推進事業の取組について

#### ○芸術文化観光専門職大学

- ・ 世界に羽ばたく人材の輩出に向けた卒業生の受け皿について

#### ○県立豊岡総合高等学校

- ・ 通級指導の実施時期の決め方及び課題について
- ・ 通級に対する同級生の理解促進の取組について
- ・ 通級指導の教員の専門性獲得について

### ⑤ 管内調査（11月14日～15日：西播地区）

#### ○学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校・S高等学校姫路キャンパス

- ・ 10～15年後の教育サービスの構想について
- ・ 生徒や有識者等から支持され続ける独自の強みについて

#### ○県立姫路西高等学校

- ・ データサイエンスコンテスト、バーチャルサイエンスフェア、国際理学科におけるアメリカ研修等の取組について
- ・ 夢・目標を意識した学習について

#### ○県立大学附属中学校

- ・ 探究科学（理科分野）やコミュニケーション（英語・国語分野）といった独自教科の設定について
- ・ 県立大学各学部等と連携したプロジェクト学習について
- ・ 附属中学から入学する生徒の成績が優秀な理由について

### 3 今後の方向性について

県内各地域での管内調査、東京都での管外調査、文部科学省担当部局や専門家からの意見聴取等を通じて、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育、いわゆる「ギフテッド教育」について現状と課題を調査し、これらの結果を踏まえて、今後取り組むべき方向性について取りまとめた。

#### (1) 現状

- 世界各国では、既存の教育プログラムを通常よりも速くあるいは早期に履修させる「早修」や、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」といった教育プログラムを提供している一方、日本においては、特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸ばしていくのかという、そもそもの議論が十分に行われておらず、指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。
- 中央教育審議会答申や規制改革実施計画等において、特異な才能のある児童生徒の指導や支援の在り方等について専門的な検討が求められることとなり、令和3年6月に「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」）が文部科学省の下に設置され、令和4年9月までの14回に渡り議論が進められてきた。
- 兵庫県においては、一部の高等学校でスーパーサイエンスハイスクール事業や高大接続改革推進事業、新たな文理融合型教育であるSTEAM教育の推進など、第3期「ひょうご教育創造プラン」に基づき、複雑で予測困難な社会において自立して活動していくための「確かな学力」の育成に取り組んでいる。
- しかし、義務教育段階においては、国と同様に、いわゆる「ギフテッド教育」についての取組はほとんど行われておらず、高等学校においても、「飛び級」などの「早修」は認められていない。
- 一部の私立学校や通信制高校、大学、研究機関、非営利法人等では、独自の「ギフテッド教育」が行われているが、その取組は様々である

#### (2) 課題

##### ① 特異な才能（ギフテッド）の定義

- ・「有識者会議」において、「特異な才能」は、英語の“gifted”の本来の意味に対応した広い意味の才能を表しており、非常に高いIQで示されるような極めて突出した才能に限られるわけではなく、領域・特性・程度は限定されていない。
- ・また、「ギフテッド」という用語については、突出した才能に限定して用いられる場合や、特異な才能と学习上・生活上の困難を併せ有する児童生徒に限定して用いられる場合などがあり、対象となる児童生徒のイメージが論者により異なるため、使用していない。
- ・何らかの特定の基準や数値によって才能を定義し、定義に当てはまる児童生徒のみを「特異な才能」のある児童生徒と取り扱うことで、学校現場が分断されたり、「特異な才能」のある児童生徒が差別の対象となったりしないよう留意することが必要である。
- ・しかし、「特異な才能」を一律に特定の基準・数値で定義しないことで、教師・学校・教

育委員会、児童・生徒、保護者、学者、報道等、それぞれの考え方により、誤解・無理解が生じる恐れもある。

- ・そのことにより、「特異な才能」のある児童生徒を支援しようとする時には、学校現場に多大な負担がかかることになる。

## ② 学校における学習状況

- ・学校において学習すべき内容について、理解が通常以上に早かったり、既に知っていることばかりであったりすることから、自らの資質・能力を伸ばすことができず、充実感のある学びの時間となっていない場合がある。
- ・教師・学校・教育委員会による支援が行われている実態もあるが、特異な才能のある児童生徒に対する効果的な支援の方法などについて、まだ十分に知られておらず、各主体の理解や体制に左右されている。
- ・「早修」について、「飛び入学」は、一部の大学・大学院を対象とした例外措置扱いで認められているものの、現在「飛び級」は認められておらず、「有識者会議」においても、義務教育段階において「飛び級」などの「完全早修」を行うことについては慎重に検討することが求められるとしている。
- ・義務教育段階では、教育基本法・学校教育法により学齢と修業年限が決まっているため、「飛び級」制度の導入には法改正が必要となってくる。

## ③ 学校における生活状況

- ・特異な才能のある児童生徒は、言語能力や思考力など知的な側面が年齢に比べて著しく発達しているため、同級生との会話や友人関係の構築に困難を抱える場合があり、教師との関係で課題を抱える場合もある。
- ・精神的な側面では年齢相応の発達、または発達の遅れが見られたりする場合もあり、自分の感情を抑えることができず、集団の中でトラブルが起きたり孤立したりする場合がある。
- ・中には不登校になったり、学校に通わない選択をしたりする場合があり、こうした児童生徒は、その才能による困難のために、特異な才能に応じた学習の機会が十分に得られていないこととなり、このような状況を解消していく必要がある。
- ・「2E (twice-exceptional : 二重に特別な)」と言われる、特異な才能と発達障害を併せもつ児童生徒においては、通常学級に在籍しながら通級指導を受けていたり、特別支援学級に在籍していたりすることもある。

## ④ 学校外における学びの場の提供

- ・学校外に、個人の特性や興味・関心にあった学習や生活の場が提供されることも重要となる。(例：教育支援センター、民間事業者、非営利法人、大学研究所、博物館や美術館等の社会教育施設、コンテストや科学オリンピック等の催し 等)
- ・しかし、地域によっては、そのような学びの場が近隣にないなど、必要とされているにもかかわらず、児童生徒や保護者がアクセスできない状況にある。
- ・学びの場があっても、それを選択する児童生徒や保護者まで情報が十分に届いていなかったり、膨大な情報から必要な情報を探し出すことによる負担が生じていたりする。

- ・プログラムや教材等の費用を保護者が負担する場合には、経済的負担が大きいという課題もある。
- ・学校外の学びの場と、学校や教育委員会との連携が不十分なことにより、児童生徒や保護者が、その板挟みで悩みを抱えるといった場合もある。

### ⑤ その他の課題

- ・特異な才能のある児童生徒を支援するに当たっては、学校教育を含む教育行政には公的資金が投入されていることから、国民・県民の合意形成も重要である。
- ・指導・支援の充実に向けた環境整備を学校内外において図っていく上では、特異な才能のある児童生徒に対する社会的な理解を深め、その社会参画を通じて、我が国の社会全体が豊かなものとなることを理解してもらう必要がある。

## (3) 課題解決に向けた施策の方向性

### ① 個別最適・協働的な学びの実現

- ・令和3年中央教育審議会答申において、一人一人の子供たちがこれからの時代に必要な資質・能力を身に付けるため、目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とした。
- ・全ての子供たちの可能性を引き出すために、特異な才能のある児童生徒だけに限らない、多様な一人一人の子供たちに応じた、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育を実現することが重要である。
- ・個別最適な学びは、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」と、教師が一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身で学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」とで成り立つ。
- ・個別最適な学びが「孤立した学び」に陥らないよう、多様な他者との協働的な学びを一体的に行うことによって、自分とは異なる感性や考え方に触れ刺激し合いながら、学びを深めていくことが全ての子供たちにとって不可欠である。
- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現することで、特異な才能のある児童生徒の学校生活等での困難の解消にもつながる。
- ・通常学級や通級指導等での個別最適な学びの中で、子どもが主体的に学習内容・方法を選ぶ、広義の2E教育も可能である。

### ② ICTの活用

- ・GIGAスクール構想により、全国の公立小中学校に1人1台端末及び高速大容量ネットワークが整備されるなど、教育のデジタル化が進められており、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための基盤的なツールとして、ICTを活用し、学習活動の質的向上につなげていくことが必要不可欠である。
- ・ICTを活用することで、特異な才能のある児童生徒が、強い知的好奇心を示すような場合に、授業の中でそれぞれの子供たちの特性等に応じた個別最適な学びを行うことが可能である。

- ・オンライン授業などで教室を越えることにより、協働的な学びを行うことも可能になり、2Eの児童生徒にとっても、障害に伴う困難を解消したり軽減したりすることができる。
- ・学校外の機関が提供する多様な学びや、特異な才能のある児童生徒に関する様々な専門的な情報、児童生徒の興味・関心を踏まえた多様な教育プログラムなどに、いつでもどこからでもアクセスすることが可能となり、地域的な偏在の解消に対応することも期待される。
- ・今回の管外調査で訪問した、(株)リクルートが提供するWEB学習サービス「スタディサプリ」や、atama plus(株)が提供するAI教材「atama+」は、ICTを活用した個別最適な学びの好例である。

### ③ 学校外における学びの場との連携

- ・特異な才能のある児童生徒の特性は様々であり、それぞれの特性を適切に把握し、その状況に応じて、通常過ごす教室や学校の中ではなく、教育支援センターや民間事業者、非営利法人、大学研究所など、学校外における学びの場を活用したほうがより効果的な場合がある。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの実現が、学校現場の負担増につながらないためにも、学校外における学びの場の活用が求められる。
- ・ただし、学校外における学びの場を活用する場合においても、学校や教育委員会が、当該機関としっかりと連携することが大切である。
- ・また、学校外における学びの場を活用する場合において、家庭の経済的状況による教育格差が生じないために、公的資金による予算措置が必要である。
- ・今回の管外調査で訪問した、東京大学の「ギフトド創成寄付講座」と連携する外部団体（一般社団法人ロートこどもみらい財団、株式会社SPACE）や、未来を創る人材を支援する「公益財団法人 孫正義育英財団」、発達障害など子供の特性に応じた学習教室の「LITALICO ジュニア」などは、学校外における学びの場の好例である。

### ④ 県としての役割

- ・特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の役割は、第一義的には在籍校及び当該学校を設置する自治体が担うこととなる。
- ・義務教育段階においては、小・中学校を設置する市町がその役割を担うが、市町の中には、人的・物的な資源が十分確保できない市町も存在することから、県として市町の取組を支援する必要がある。
- ・また、市町の取組を支援するだけにとどまらず、「兵庫型学習システム」など県の施策として、個別最適・協働的な学びを推進したり、県費負担教職員に対して、特異な才能のある児童生徒を理解するための研修を促進したりするべきである。
- ・高等学校段階でも同様に、高校を設置している県の責任において、個別最適・協働的な学びの推進や、教職員への研修を促進しなければならない。
- ・施策の例として、今回の管内調査で訪問した姫路西高校や三田祥雲館高校でのスーパーサイエンスハイスクール事業、篠山鳳鳴高校や洲本高校での高大接続改革推進事業といった既存の取組を強化・推進させることも重要である。

## ⑤ 兵庫県独自の「ギフテッド教育」の取組

- ・今まで述べてきた、特異な才能のある児童生徒を包摂した全ての子供たちを対象とした個別最適・協働的な学びの実現だけではなく、才能を識別して選抜した一部の児童生徒を対象とした「狭義の才能教育」、いわゆる「ギフテッド教育」についても検討すべきである。
- ・公教育における公平性や分断等の課題はあるものの、大学や研究機関、欧米諸国等で行われている選抜試験・プログラムを参考に、新しい「ギフテッド選抜試験」「ギフテッドプログラム」を県単位で創造したり、C o g A T（アメリカで行われている認知能力テスト）の日本語版を導入・開発したりすることには意義がある。
- ・例えば、今回の管内調査で訪問した灘中学校・高校や兵庫県立大学附属中学校・高校では、中高一貫教育校の強みを活かし、実質的な「早修」を行いながら、独自教科を設定することで探究活動を行い、生徒の才能を伸ばす教育を行っていた。
- ・兵庫県でも、「ギフテッド教育」に特化した中高一貫教育校や小中一貫教育校、さらに言うと、小中高一貫教育校を開設し、選抜された児童生徒に対して「ギフテッド教育」を行う施策を検討してはどうか。
- ・特異な才能のある児童生徒のためだけではなく、そこで得られた知見や、学習プログラム・探究活動等の実践事例を、他の公立学校に還元するといった相乗効果にも期待ができる。
- ・実際に東京都では、「探究的な学び（12年間の探求プログラム）」と「語学力と言語能力の育成」を特色とした小中高一貫教育校を、令和4年4月に開校させている。
- ・兵庫県においても、国や他府県に先駆けて、そのような独自の「ギフテッド教育」に取り組むことが、教育先進県としての取組に寄与することになり、「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」の実現につながるものである。